

敦煌本還冤記残に就いて

重松, 俊章

<https://doi.org/10.15017/2341021>

出版情報 : 史淵. 17, pp.120-139, 1937-12-05. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :



[illegible]

敦煌本還寃記殘卷に就いて

重 松 俊 章

緒 説

先年佛蘭西巴里國立圖書館 (Bibliothèque Nationale) に於てペリオ氏 (M. Paul Pelliot) 蒐集の敦煌古文書檢索の際、偶々その目錄中に冥寶記殘片 (Manuscrit fragmentaire du 冥寶記 No. 3126) と題する一の卷子本を發見した。當時之は或は唐の唐臨の冥報記の殘片ではないかと考えたが、その内容を檢するに及んで、之は唐代のものではなく六朝期の佛教の應報小説の類で、恐らく還寃記の殘卷ではないかと考え、試に之を筆寫し、その首部を寫真に撮つて持ち歸つた。爾來草忙として數年を経過したが、此頃偶然之を篋底に見出したので改めて内容を精査すると紛ふ方なく北齊顏之推撰と稱せらるゝ還寃記 (一名寃魂志) の殘片であることが判かり、その中には現時の通行本と多少内容を異にし又その誤謬を訂正すべき點も少くないので以下此の殘卷を紹介することとする。

還寃記が始めて支那の書目に現はれたのは隋書經籍志雜傳類に、

寃魂志 三卷 顔之推

とあるのが、その初見で、當時此の書は還寃記とはいはず、専ら寃魂志と呼ばれてゐたものである。此の名稱は獨、隋唐時代に限らず、五代を経て北宋末期まで汎く通行してゐた事實は新舊唐書を始め後代の鄭樵通志などに至るまでいづれも寃魂志三卷が收録されてゐることで判かる。但唐初の沙門道世の法苑珠林には之が寃魂志となつてゐるに對して、宋初李昉等の手になる太平廣記には還寃記（板本の種類によつては還寃志とあり）と記されてゐるから、寃魂志が還寃記と呼ばれる様になつたのは遅くとも宋初を下らない。此の事實の誤なきことは宋初王堯臣等の手になる崇文總目の佚文（奧雅堂本）にも矢張此の名で記されてゐる事からも證明することが出来る。

然るに南宋以後になると寃魂志は概ね現時通行本の如く還寃記となり、その卷數の如きも頗る區々で、宋史藝文志や唐宋叢書（明・武林・侯瑞先刊行）や明・何章の漢魏叢書原刊本（四庫全書總目に據る）の如く三卷となれるものあれば、或は直齋書錄解題（南宋末陳振孫撰）や文獻通攷（元・馬端臨撰）の如く二卷となれるものあり、甚だしきは明・陳繼儒の寶顏堂秘笈本や清末蜀の盧秉鈞刊行の漢魏叢書本などの如く僅に一卷とせるものもあつて、諸家必ずしも一定してゐない。惟ふに之は南宋以後此の書の原本が殘缺或は散佚して、その刊行者が輯佚本を本として刊刻した事を物語るものであらう。果して然りとせば、此に紹介せんとする敦煌本の殘卷は少くとも此の書が散佚する以前の隋唐時代の眞貌を伺ふべき頗る貴重材料でなくてはならない。

因に四庫全書總目の編者に據れば、

此書隋志不載。唐書藝文志作寃魂志三卷。文献通考作還寃志二卷。考宋史藝文志作。顔之推還寃志。太平廣記所引。亦皆稱還寃志。與今本合。則唐志爲傳寫之譌。

とあるが、總目の編者は隋志の小説部に此の書の記載がないのを見て輕卒にも此書隋志不載とやつたものであらうが焉ぞ知らん此の書は隋書の雜傳類に歴然と記載せられてゐる。加之太平廣記に還寃志(還寃記)と記載されてあるが爲めに(新舊)唐書の寃魂志を傳寫之譌などと連斷するは頗る輕卒で此の斷案を下す前に一應唐代の法苑珠林などを參照すべきであつた。之は唯單にその一例を舉げたに過ぎないが一體に四庫全書總目編者の考證中には漫漶杜撰のものが多く、轉々その學識の程度の疑はるゝものも少くない。大體から見て總目中稍々信賴に値するものは經史の二部で、集部之に次ぎ子部に至つては獨斷誤謬斑々として屈指に遑がない。此の點は讀者の最も警戒を必要とするものであらう。

清儒は概ね乾隆時代の文教の盛運に眩惑せらるゝと共に一方に於て在來の文獄筆禍の脅威に依て當時の勅撰官書の類に對しては讚頌諛媚至らざるなき有様で、今日から見ると實に苦々しい限である。清人が、その編纂に數十年の心血を濺いで歷代正史中の巨璧と誇稱せる明史に於てすら、『某甲別有傳』などと記しながら、その傳を缺ぐが如き程度の杜撰疏漏は到處に發見せられ、又近時續々發刊せらるゝ明清史料によつて明史の記事を検討する時は誤謬曲筆の跡を歴々指點する事が出来る。

次に還寃記の著者に關する問題であるが、隋志を始め歷代史書の目錄には大概皆な之を以て顔之推の撰

としてゐる。隋書編纂の總裁は唐の魏徵でその在世年代は唐書に依ると北周靜帝大象二年（西紀五八〇年）から唐太宗貞觀十七年（西紀六四三年）に亘り、北齊書や北史に據ると隋文帝開皇年中（西紀五八一—六〇〇年）に歿したと稱する顏之推は魏徵と並世の先輩であるから、吾人は隋書の記事を信賴して還冤記（冤魂志）を北齊顏之推の手になるものと見て差支あるまい。但、北齊書や北史の顏之推傳には此書の撰述について一言もふれてゐないのは多少不安なきにしもあらずの感もあるが、恐らく此の書は佛教の因果應報を述べたる志怪小説の類に屬するが爲めに、當時の誤れる名教思想の上から態と之を省略したものと考えられる。四庫全書總目編者も既に云へる如く、顏氏家訓の中には佛教の尊ぶべき事を述べた歸心篇の如きものもあり、特に其の中で顏之推は罪福應報の佛説を力叙してゐる事實から見ても、隋志の記述を否定すべき謂はれないと考へる。

次に還冤記の編纂年代に關する問題であるが、此の書が果して北齊、顏之推の撰とするも、その編纂年代は大體何時頃とすべきか、之を今明白にすることは頗る困難であるが、此の書中に前秦の苻堅を苻永固として特に隋祖の諱を避けてゐる點などを考え合はすと、此の書の編著は恐らく隋代を下らないやうである。從て之を顏之推の手になるものとするとなれば彼の晩年に當る隋初に世に出たものと見ることが出来るであらう。

殘卷の形式と筆寫の年代

敦煌本還冤記殘卷に就いて

敦煌卷子本の様式を見るに紙質は淡黄色でその厚ミ稍々あつく、手觸も滑かでない。此の種の紙は巴里圖書館所藏の唐代の日附ある戸口冊や刑律書などの敦煌古文書中에서도屢々發見せらるゝ處であるから、此の殘卷が唐紙なることは疑ふ餘地はない。又此の殘卷は縱約八寸許りで上下に各一寸餘の餘白を存し、字數は一行襍ね十六・七字（行に由て増減あり）、全體で一五七行を含む細長い卷子の殘片である（寫眞參照）。

字體は唐代によく見る肉太にして雄勁な寫經體にして累字法（父子を重ねて父々子々とし、仁義を重ねて仁々義々とするなど）を使用し、又民字を反の欠字に作つてゐる。斯くて此の殘卷が紙質、書體寫字法の上から見て唐代のものたることは一點の疑もないが、之が有唐三百年間にありて何れの時期に書寫されたかは判明しない。但、此の殘卷上方の欄外餘白に筆寫の書體と略々同一かと思はるゝ字體を以て下の如き文句が記されてゐるので見ると、此の殘卷の筆寫は僖宗の中和二年（西紀八八二年）を距ること餘り遠くはない季唐の筆に成ることは大體に於て誤ないものと考えゐる。乃上欄記入の文は

中和二年四月八日下手鐫碑。五月十二日畢。索中丞已下三女夫。作設於西牙碑畢之會。尙書其日大悅。
兼賞設。^(?)僧俗已下四人。皆沾鞍馬繚紉。故記于紙。

とあるものが夫である。此に中和二年とあるは唐僖宗の年號で、此時河西四郡を領して尙書と呼ばれてゐた者は誰であつたか。巴里國立圖書館所藏の敦煌文書中に

（歸義）軍節度使檢校司徒南陽張府君墓誌銘

と題する張淮深の墓誌がある（Pelletier 文書二九一三號）。軍上の歸義の二字は剝蝕判明しないが河西に置かれた歸義軍なることは墓誌銘の内容から推して明かである。撰者は節度掌書記兼御史中丞柱國賜緋魚袋張景球といへる者であるが、その中の記述によると張淮深は字祿伯といひ敦煌信義人で、祖父を工部尙書張謙逸と云ひ考は贈散騎常侍張議譚である。其の仕履官歴は

大中七載（宣宗、西紀八五三）便任敦煌太守（中略）。乾符之政。以功再建節旄（中略）公以大順元年二月二十二日殞斃於本部、時年五十有九。

とある。此に乾符之政とあるのは僖宗初期の王仙芝や黃巢の亂を指すものでその平定に功があつた爲めに張淮深は歸義軍節度使として河西四郡に節旄を建たものであらう。而して彼は昭宗の大順元年（西紀八九〇）に年五十九で卒してゐるから、文宗太和五年（西紀八三一）に生れ、僖宗の中和二年（西紀八八二）には齡既に知命を踰えて河西の豪族張氏一門の統領の地位に適合せる年輩であつた。羅振玉氏の張義潮傳（雪堂叢刻）に據ると張義潮は宣宗大中五年（西紀八五一）河西諸郡十一州を吐蕃の手より奪還して唐に献上した功に因て沙州に歸義軍を置いて此等の諸郡を支配せしめ、吏部尙書に任ぜられ食邑二千戸に封ぜられたが、懿宗の咸通八年（西紀八六七）唐に入朝してからは京師に田宅を賜はつて國に歸らず、歸義軍幕府の職は從子張淮深に代行せしめ、咸通十三年（西紀八七二）義潮が歿してから名實ともに、張淮深が節度使の職を襲ふたといふ事を論證してをるから、前記還寃記殘卷の上欄の記事にある僖宗中和二年に河西地方で節旄を建てて尙書と呼ばれてゐたものは張淮深を除いて他にその人はない。尤も張淮深の前記の

墓誌銘にはその官職が檢校司徒となり尙書ではないが、中和二年の頃に尙書であつた張淮深が、その卒年の大順元年頃には司徒に陞任されてゐたものと考ふればよい。宋洪邁の容齋三筆に、

唐○節○度○使○、帶○檢○校○官○。其○初○只○左○右○散○騎○常○侍○。(略)後○乃○轉○尙○書○及○僕○射○。司○空○司○徒○。能○至○此○者○蓋○少○。

僖昭以降、藩鎮盛彊。武夫得志。纔張節鉞。其資級已高。於是復升太保・大傅・太尉。其上惟々有三太師。故將帥悉稱三太尉云々。

とあるのを参照すれば此の間の事情が判明するであらう。又前記殘卷上欄記事中の

索中丞已下三女夫。作設於西牙碑畢之會。

とある索中丞以下の三女夫と稱する者は文脈の關係から見ると此の尙書(即ち張淮深)の女婿とすべきが如きも、事實は張淮深の先人張義潮の女婿たる索勳や李明振(外一名は曹義金乎)を意味するものではないか。羅振玉氏の張義潮傳によると氏は李氏再修功德碑や索法律宿銘や唐書・通鑑などの史料に基いて張義潮に索勳や李明振などの婿があり、張淮深及びその後繼者の張某の歿後、當時瓜州刺史であつた索勳が自から張氏に代つて節度使を領し景福元年(西紀八九二)唐昭宗から之を認許されたので衆情憤激し終に張義潮の女婿涼州司馬李明振が出てゝその難を定め索勳を誅し、張義潮の孫を朝に請ふて節度使とした始末が記されてあるから、此に見ゆる索中丞已下三女夫といへるものは索勳・李明振等を指せるものと余は考へる。

以上、記述が、餘事に亘つたやうであるが唐末河西地方の歴史は新舊唐書を始め五代史・宋史・通鑑等に遺漏多く河西の雄藩張曹兩氏の消息も不明の點が多いので此の機會に一言之に觸れた譯である。いづれ

にしても此の殘卷の上欄に附記せる文句は唐僖宗中和二年に歸義軍節度使張淮深に依つて某碑の建設式が行はれた事を記したもので、從て此の還寃記の殘卷は此の文句の記入せらるゝ以前に既に筆寫されてゐた事は疑ふ餘地はない。但、殘卷の字體と上欄記入の字體とは可なり能く類似し或は同一手蹟なるかを疑はせる程であるが、之が果して同一人の筆蹟なりとすれば殘卷筆寫の年代は自から解決せらるゝわけである。尙殘卷支法存の條の王談を唐記には王譚に作つてゐるが、之れが若し張譚の避諱であるとする、此の殘卷の筆寫は張義潮、張淮深時代のものと思ふべからぬ。因に殘卷の字體は唐代に於て能く見らるゝ寫經體で、殺を煞、叔を尙、徐を徐、銜を銜とするなど頗る特色あれど、之は當時の専門的寫經生の手になつたものでなく、單に私人の筆錄に過ぎない事は紙面に塗抹訂正の跡の存する事によつても判かるやうである。

殘卷の結構と内容

此の殘卷の全體は

- (1) 啓永固 (2) 李期 (3) 劉毅 (4) 孔基 (5) 沮渠蒙遜 (6) 支法存 (7) 張超 (8) 張稗 (9) 呂慶祖 (10) 諸葛覆
- (11) 東海徐某 (12) 太樂伎 (13) 鄧婉 (14) 豫章王蕭巖 (15) 城陽王元徽

の順序に依る僅々十五項で、之を現行の盧漢魏本や陳祕笈本などに比べると夫々15³²、15³⁶となつてゐるに過ぎない殘片であるが爲に、全體の結構が如何なるものであつたかは判然しない。併ながら各項目の配列順序は著しく現行の還寃記と異つてゐる。從て南宋以後の殘缺若くは輯佚の刻本に比して隋唐時代の眞

貌を傳ふるものと考えてよい。今參考の爲め此の還冤記の殘卷の項目と現行本のそれとを比較すれば左の如くである。

敦煌殘卷

盧漢魏本

陳繼儒祕笈本

(1) 前
(欠) 荷永固

齊文姜

力士含玄

(2) 李期

吳王夫差

諸葛覆

(3) 劉毅

何敞

夏侯玄

(4) 孔基

王 惲

于 吉

(5) 沮渠蒙遜

于 吉

齊文姜

(6) 支法存

晉力士金原

吳王夫差

(7) 張超

諸葛覆

張 祚

(8) 張 稗

夏侯玄

麴 儉

(9) 吳慶祖

張 祚

太樂伎

(10) 諸葛覆

麴 儉

鄧 琬

(11) 東海徐某

太樂伎

蕭 寢

(12) 太樂伎

鄧 琬

元 徽

(13) 鄧 琬

蕭 寢

竇 嬰

(14) 蕭 寔
(15) 元 徽
(16) 欠
(17) 欠
(18) 欠
(19) 欠
(20) 欠
(21) 欠
(22) 欠
(23) 欠
(24) 欠
(25) 欠
(26) 欠
(27) 欠
(28) 欠
(29) 欠

元 徽
桓 溫
苻 水固
李 期
張 超
張 稗
呂 慶祖
劉 毅
東 海徐某
司 馬宣王
支 法存
沮 渠蒙遜
王 濟
游 殷
王 範
張 駿

王 敦
經 曠
萬 黜
桓 溫
苻 水固
李 期
張 超
張 稚
呂 慶祖
劉 毅
何 敞
王 純
東 海徐某
司 馬宣王
支 法存亮
沮 渠蒙遜

敦煌本裴寬記殘卷に就いて

(30) 欠	羊 咄	王 濟
(31) 欠	孔 基	游 殷
(32) 欠	庾 亮	王 範
(33) 欠	欠	張 駿
(34) 欠	欠	羊 珊
(35) 欠	欠	孔 基
(36) 欠	欠	庾 亮

次に敦煌殘卷の内容を一瞥するに、之には信用に値すべき還寃記の古刻本が不幸余の手許になく、現在所持の陳祕笈本は何鐘の漢魏叢書原刊本に比べると刊削不完であるといはれ、盧漢魏本も明侯瑞先の唐宋叢書の剗裂不全の書であるから殘卷の内容を之等の書と比較者檢するに足りない。従つて之は他日還寃記の完全古刻を得るの機會に譲り、今は試に此の殘卷の内容を法苑珠林や太平廣記に引用せる佚文と比較して參考に資する事とした。

敦煌本還寃記殘卷(原文)

(細注即是著者以法苑珠林及
太平廣記之佚文爲對校者)

前文欠

(1) 永固子睿。討慕容泓爲泓所敗。睿獨死之。珠林作隨。睿遺吏詣永固謝罪。遣吏珠林。永固怒既甚。即戮其使。益

恐懼。遂奔西州。邀衆士卒而自樹。置邀衆珠林。永固頻爲慕容仲所敗。仲珠林。又見妖怪。屢起。作怪。走

五將山。寢即遣驍將軍吳中固。永固職將軍。珠林作驍騎將軍。永固。以送寢。即日囚之以求傳國璽。及見傳國璽及四字。然微

令禪讓。永固不從。數以叛逆之罪。寢遂殺之。而自稱帝。珠林無而字。後。掘永固屍。後又相三字。鞭撻無數。剝衣裳。作裸。珠林

薦之以棘掘坎埋之。及寢遇疾。即夢永固將天官使者及鬼兵數百突入宮中。珠林以宮中作營中。寢甚悚懼。走入後帳。宮人逆來刺

鬼。誤中寢陰。鬼即相謂曰。正著死處。死處珠林。拔去矛。刃出血。石餘。忽然驚寤。即患陰腫。令醫刺之。流血如夢。又狂言曰。殺

陛下者。臣兄襄耳。非臣寢。罪。願不賜枉夢。後三日死。夢字珠林無

(II) 李雄。既王於蜀。季雄上珠林有秦字。其第四子期。又次自立。珠林無期。以下之五字。期從叔壽襲期。被廢爲印都公。珠林尋殺之。而壽自立。作而字。

珠林尋殺壽。性素凶狠。猜忌。僕射蔡興等。以正直忤。遂誅之。蔡興珠林作蔡射。又旨以下三字。原本文字稍損。無幾。壽病恒見李期。蔡射而爲祟。

嘔血而死。

(III)

(破損)

因遣一之。考貝。

曰撫軍。昔枉殺我師。

□□宜來。屢有靈。

於寺殺之。毅便歎。

出寺後崗上大樹自縊而死。

參考

法苑珠林卷九十一、十惡篇宋撫軍將軍劉毅條。

竝太平廣記卷一百二十六應報類劉毅條。

法苑珠林卷九十一(冤魂志)

宋高祖平桓玄後。以劉毅爲撫軍將軍。荊州刺史。太平廣記撫軍下無將軍到州便收牛牧寺僧。主云。藏桓家兒。度爲沙彌。

并殺四道人。太平廣記僧主作主。又以度爲慶後。夢見此僧來云。廣記無君何以枉見。殺貧道。廣記無貧道已白於天帝。恐君亦不得久。因遂得病不食。日爾羸瘦。廣記爾當發楊都時。廣記當下多有諍競。侵陵宰輔。廣記作爭。陵亦作凌。宋高祖因遣

人征之。殺敗夜單騎突出。投牛牧寺。廣記敗下有後字。又僧白。廣記撫軍昔枉殺我師。我道人自無報仇之理。

然何宜來此。亡師屢有靈驗。廣記亡師云天帝當收撫軍於寺殺之。殺便數咤。出寺後崗。廣記咤作咤又上大樹

自縊而死也。廣記上上有因字。又死下省也。(△印敦煌卷子本殘存之文字)

(圓)會稽孔基。珠林會稽上有管時勤學有志操。憑結族。人孔微。太平廣記無使其二子以基爲師。珠林使上更有微字。廣記以作從。而微子並兇狠。

狼作趣。尙不同。廣記作趨基屢言之於微。廣記無此日常有忿恚。廣記恚微尋喪亡。服制既除。基以宿舊乃責羊酒。廣記責

往看二子。猶懷宿怨。廣記二子作言子。珠潛遣奴於路側殺基。廣記奴還未至。仍見基來。廣記仍張目攘袂厲聲言曰。奸

醜小豎。珠林奸作姦。人面獸心。吾蒙昔敦戢。珠林作蒙顧在昔敦戢。廣記作昔敦舊。平生有何怨惡。候道見害。慢天忘父。廣記慢天神不容

人。不容廣記。要當斷汝家種。從此之後。數見形。廣記數。作數日。孔氏無幾大兒。則珠林廣記忽便絕倒。驛往希。珠林作驛驛。廣記作驛驛。

人。不容廣記。要當斷汝家種。從此之後。數見形。廣記數。作數日。孔氏無幾大兒。則珠林廣記忽便絕倒。驛往希。珠林作驛驛。廣記作驛驛。

已斃於地。於廣記次者尋復病殂。廣記殂作直。殂下有而而死。卒致。兄弟無後遂至滅絕。珠林、廣記俱無此一句。

(I) 沮渠蒙遜時。珠林沮渠蒙遜上有宋字。珠林廣記俱作遜。沙門曇摩識。廣記沙門上無有字識。博達多識爲遜之所信重。珠林廣記皆魏帝遣遜上有蒙字。

李愼拜遜爲涼王。珠林廣記俱以帝作氏。愼作順。又遜並作蒙遜。仍求曇摩識蒙遜愼而不與。仍廣記作力。愼珠林作格。廣記誤作法。曇摩識意欲入魏。曇摩識珠林作摩識。

屢從蒙遜請行蒙遜怒殺之既而左右常白曰見曇摩識。廣記常白曰作當自。珠林又省曇字。以劍擊蒙遜因以疾而死。珠林因下無以字。

(VI) 支法存者本自胡人。珠林支法存上有魏字。又本目作本是。長生廣州。珠林廣記俱長生作生。長妙善醫術遂成巨富有八尺。八尺珠林作八支。廣記作八九尺。鈺毘廣作王譚。大兒劬之

屢求二物法存不與王因法存豪富殺而藉沒家財。珠林王下有誤字。又因法存豪富作因存亮繼殺之。廣記此句作因狀法存豪繼殺。家財下。兩書俱有焉字。死後形見於府

內輒打衙鼓似若稱冤。廣記於作于字。珠林、廣記並皆以衙鼓作閣下鼓。又稱冤珠林作稱冤魂。如此經月王尋得病。珠林經月作經尋月。又王尋得病作王謬得病。又恒見法存守之

少時遂亡劬之至楊都又死。廣記劬之下有比字。又死字下有焉字。

(VII) 高平金鄉張超先與同縣翟願以宋元嘉中爲方與令。珠林高平上有宋字。張超下無先字。又翟願下有不和顯三字。廣記方與令作方與令。忽人所殺咸疑是超

殊林、廣記俱超後除金鄉縣職。珠林作超金鄉後除縣職解官。入山伐材。珠林伐材作裁林。翟願兄子銅烏。珠林翟願執弓忽下有焉字。

持矢并賣酒禮。廣記賣作齋。酒禮就山祝之。廣記祝作餽。斟酌已畢銅烏曰明府昔害我叔無容同戴天日。無容珠林、廣記俱作無緣。射之即死。廣記引弓上有即字。銅烏其夜見超云我不殺汝叔橫見殘害。橫見廣記今已上訴故來相報引刀刺之吐血而死。

(VIII) 下邳張稗者家世冠族末葉衰微有孫女殊好色。珠林殊好色俱作殊好。美人色廣記作殊有姿貌。隣人求偶爲妾。廣記求作欲又廣記珠稗以舊門之後耻而不許。廣記無鄰人忿之乃焚其屋稗遂燒死其息不在。珠林廣記其息下後還亦口知情口而畏隣人之勢。珠林俱有邦先行三字。

夜元崇母陳氏夢見元崇還具敘父亡及其身被殺委曲何珠林廣記

奉違累載一旦長辭銜悲茹恨如何可說歡歎不能自勝奉違珠林又云行速疲極因臥窓下牀上以頭枕窓且視兒眠處

沾澤如人形珠林因臥作困臥。廣記以頭枕窓下有明日二字。珠林且視兒眠處。珠林母視於是舉家號泣便始發問。珠林

如問。廣記又珠林因臥作困臥。廣記以頭枕窓下有明日二字。珠林且視兒眠處。珠林母視於是舉家號泣便始發問。珠林

作便如發聞于時徐泰之始除交州徐道立爲長史道立。陳氏從姑兒也具疏所夢。即字。又所夢廣記作夢託二徐檢之

二徐道遇諸葛車船廣記二徐道遇。驗其父子亡日悉如鬼語。珠林省乃收何法僧並伴二人。下俱作其鬼行二人

服依法殺之更差人送喪歸達楊都廣記無更字又歸達楊都

(XI)東海徐某甲前妻許氏生一男名鐵而許氏云亡。舊廣記東海上俱有宋字。某甲廣記唯作甲、下同之。鐵某。甲改

娶陳氏凶虐志滅前妻之子陳氏凶虐廣記作凶虐之甚。志。陳氏後產一男生而咒之曰汝若不除鐵。非吾子也因

名之爲鐵杵欲檣檣鐵鐵杵。鐵杵因名之爲鐵杵作因之名曰鐵杵。欲檣。於是捶打鐵。備諸苦毒。飢不給食寒不加絮。廣

苦毒二本甲性闇弱又多不在後妻妾意惡。暴。酷。廣記不在下有舍字。妾意作得意。暴酷亦文字輕倒。鐵杵竟以凍餓。病

字顛倒某甲性闇弱又多不在後妻妾意。惡。暴。酷。廣記不在下有舍字。妾意作得意。暴酷亦文字輕倒。鐵杵竟以凍餓。病

杖而死時年六歲廣記以凍餓病杖而死作以凍餓甚杖。亡後旬餘鬼忽還家登陳牀曰我鐵杵也實無片罪。橫見殘害我母

訴怨天今得天符。米。取。鐵。杵。寬。又天曹符。廣。珠。兩。書。皆。作。天。曹。符。當。令。鐵。杵。疾。病。與。我。遭。苦。時。同。將。去。自。有。期。日。我

今停此待之聲如生時家人賓客不見其形皆聞其語於是恒在屋梁上住廣記無賓客及。陳氏雖謝。爲設祭食鬼云

不須如此餓我令死豈是一食所能酬謝珠林以陳氏雖謝云々作陳氏跪謝。煩云々。廣記作陳氏。陳氏夜竊語道之鬼厲

聲曰何敢道我今當斷汝屋棟便聞鐃聲屑落拉然有響如棟實崩舉家走出炳燭照之如故無異。珠林陳氏作陳。屑落作

敦煌本還宛記殘卷に就いて

一三五

亦了無異。廣記鬼厲聲曰作鬼應聲云。又何敢道作何故道。鬼又罵鐵杵曰汝既殺我安坐宅上以爲快耶。當燒汝屋即見

火燃烟爛大猛。內外狼狽。自滅茅茨。儼然不見虧損。鬼又廣記無此二字。汝既殺我及以爲快二句中。廣記無汝既及以之

焰大猛。廣記作火然燄爛。日々罵詈時復哥。諸哥云桃李花嚴霜落奈何桃李子嚴霜早落。聲甚傷悽。一自悼不得

大盛。狼狽廣記又作狼籍。又哥作歌。花作華。廣記哥諸哥云作謂諸哥云。嚴霜。于時鐵杵六歲鬼。便病體瘦腹大。上氣

成長也。珠林無哥諸二字。又哥作歌。花作華。廣記哥諸哥云作謂諸哥云。嚴霜。于時鐵杵六歲鬼。便病體瘦腹大。上氣

早落。珠林作嚴霜早落。廣記早落二字。又傷懷珠林作傷切。便即寂然。珠林廣記皆作舉即寂然。

妨食鬼屢打之處々々。青。數月餘而死便即寂然。珠林、廣記鬼徑便病俱。鬼至使病。體瘦腹大珠林作體痛腸大。

(XII) 宋元嘉中李龍等夜行劫掠于時丹陽陶繹之爲隸。縣令徵密尋捕遂擒龍等龍所引一人是太樂役忘其姓名。珠林

縣令作隸陵令。廣記隸隸縣令下更有令字。又徵密尋捕作人密。劫發之夜此伎旁伴往就人宿共奏音聲陶令不詳審爲作

詞捕。龍所引一人、廣記唯作引入。又創忘其姓名之一句。劫發之夜此伎旁伴往就人宿共奏音聲陶令不詳審爲作

欸引隨例申上。勢伴珠林作推同伴。廣記作與同伴。陶令珠林及所宿主人士貴賓客並相明證陶令知其枉濫但以文書

以行不欲爲通塞。遂。劫賊十人於郡門斬之。廣記、所宿上之及字作而字。士貴亦唯作及字。珠林廣記陶令知其枉濫

林作遂并諸叔。但廣記無遂字。此伎善聲藝能又殊辯慧將死之日親隣知識看者甚衆伎曰我雖賤隸少懷慕善未曾爲非實不作劫

陶令已當具知枉見殺害若死無鬼則已有鬼必自陳訴。善聲藝能、珠林作聲藝精能、廣記作聲價藝能。因彈琵琶。歌曲

而就死。衆知其枉莫不殞泣。經月餘。陶令夜夢伎來至案前云昔枉見殺實所不分訴天得理。曲而死。經月餘珠林

作月餘口。陶令夜夢珠林作陶遂夜夢。而。今故取君使跳入陶口仍落腹中陶口。驚寤俄而倒絕狀若風。廣記作便跳入

廣記無夜字。實所不分廣記作實所不忿。今故取君使跳入陶口仍落腹中陶口。驚寤俄而倒絕狀若風。廣記作便跳入

陶口陶口。驚寤俄而倒絕狀若風。廣記作便跳入。陶口陶口。驚寤俄而倒絕狀若風。廣記作便跳入

作發轍天嬌。頭反着。亡後家便貧。竹二兄早死餘有一孫窮塞路次乞食而已。亡後珠廣二書俱作後。益惇珠林作貧。廣

廣記俱無
乞食而已

(XIII) 宋泰始元年江州長史鄧琬立刺史晉安王子勛爲帝以爲亂。珠林以泰始元年謬作泰初元年。廣記江州長史作刺史。初南郡太守張悅得罪被鎮

楊都及湓口琬赦之以爲冠軍將軍與共經紀軍事。珠林續楊都作鎮歸楊都。廣記作鎮歸楊都。前軍袁顗既敗張悅懼誅乃僞稱暴疾伏甲而召鄧琬既至謂之曰卿首唱此謀今事忽矣計將安出琬曰斬晉安王以待王師或以得免悅怒曰卿始

禍可欲賣罪少帝乎。宛前軍珠林作宛前將軍。而廣記全刪此句。卿首唱此謀。珠林作卿始此禍。珠林又誤脫從命斬於

床前并殺其子以琬頭降五年悅寢疾見琬爲厲遂死。珠林、廣記、床前俱作牀前。又以琬頭降、刺書作

(XIV) 齊豫章王蕭綏亡後忽見形於沈文季曰我病未應死皇太子加膏中一十種藥我不遂差湯中復加藥一種使我利不

斷。珠林齊豫章王上有宋濟二字。又加膏中一十種藥使我不遂差。珠林。吾已訴天帝。許還東郊。當判此事更懷中出青紙

文書示文季云與卿少舊爲呈主上也俄而失所在文季懼不敢傳少時文惠太子薨。吾已訴天帝。許還東郊。當判此事更懷中出青紙

文書珠林作懷
出青紙文書。

(XV) 魏城陽王元徽初爲孝莊帝畫計殺爾朱榮後。爾朱兆入洛害孝莊而徽懼走投洛陽令冠祖仁父叔兄弟三人爲

刺史皆徽之力也。後爾朱兆入洛。珠林。既而爾朱兆購徽萬戶侯祖仁遂斬徽送之并匿其金百斤馬五十匹及兆得徽首

亦不賞侯兆乃夢徽曰我金二百斤馬百匹在祖仁家卿可取也兆覺曰城陽家本巨富昨令收捕口無金銀此夢或實至

曉即令收祖仁又見徽曰足得相報矣祖仁歛得金百斤馬五十匹兆不信之祖仁私斂威屬得金三十斤。數匹輸

兆猶不充數兆乃發怒懸頭大樹以石砸其足鞭箠殺之
昨令收捕口無金銀、珠林作昨令收捕全無金銀。又祖仁欲得金百斤、珠林作祖仁疑得金百斤。得金三十斤馬數四珠林作得金三十匹。

以上

(注) 太平廣記刊本據北平文友堂書坊景印明談刻本。法苑珠林刊本專據上海涵芬樓景印(四部叢刊)明徑山寺本。

上の比較校合に因て見ると各書夫々傳寫の誤や魯魚の譌があつて俄にその長短優劣を判定し難いのみならず、現行の陳祕笈本や盧漢魏本の内容と比較しても出入參差がありて敦煌殘卷のみが獨り、優秀を誇る譯にはゆかないが、併し一方に於て此の殘卷は前記各書の誤譌錯謬を訂正し得る部分も決して鮮少ではない。此の點に於て此の殘卷は獨り、その形式に於て原書の面目を保持するのみならず、實質的にも重大なる存在の意義を有つものと云はねばならぬ。

余は今試に此の殘卷本の内容と前記各書のそれとを比較して二三の論評を加へて見度い。

先づ殘卷本中李期の條を見るに(殘卷原文參照)、晉書李雄載記によれば李雄に嗣いで蜀王となつたものは雄の從子班で、李期は實に之に取つて代つたものである。而して更に李期を篡奪したものはその從叔李壽であつた。然るに珠林・廣記を始め陳・盧の刻本には唯々單に李雄↓李期↓李壽の繼承關係のみを記

述して李班との繼承關係を閑却してゐる。殘卷は此の間の事情を説明して、

李雄既王於蜀。第四子期（立李爲嗣）又次自立。期從叔壽驍期被廢爲印都公。壽殺之而壽自立。

とあつて、文は冗漫でも、明に李蜀の史實を略と誤なく傳へてゐる。又其の後文に李壽狼凶猜忌。僕射蔡興等。以正直忤旨。殺誅之。無幾壽病。恒見李期・蔡射而爲祟云々とあるが、珠林廣記や陳盧の諸本には僕射蔡興を僕射蔡射に作つてゐる。晉書に據ると李壽が蜀王となるや左右僕射の蔡興・李嶷等が旨に忤つて誅戮されたところから、此處に蔡射とあるは疑もなく蔡僕射の脱誤で蔡興（或は蔡興）を意味するものでなくてはならぬ。殘卷本は此處でも明かに他書に比して原書の記載に近いやうである。次に鄧琬の條に於ても珠林や陳・盧の諸本は

（前略）今事忽矣（廣記作今事急矣）。計將安出。琬曰。斬晋安王以待王師。或以得免。悅怒曰。云々。といふ二十五字の句を脱して甚だ全文を晦澁難解ならしめてゐる。尙、此の外珠林や陳祕笈本が諸葛覆の條に於て九真太守を元真太守と誤つたり、鄧琬の條に於て宋泰始元年を泰初元年（或は忌避法？）と記すなど尙精細に吟味する時は殘卷本によつて現行の還寃記や珠林・廣記の引用の佚文を是正する處が少くないと考えるが、今は主なる二三の實例を擧ぐるに止め、精細なる比較校勘は他日精刻本を手にしたる時に譲る事とする。（昭和十二年十一月十日）。